JFOODO 国税庁

日本酒の輸出用裏ラベルは、海外消費者にとって、選択の基準となる記載項目が少なく、かつ、馴染みのない表現が用いられているため、消費者自身で好みの味を選びにくいという課題。

## 日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)が、海外の有識者・消費者を対象とした大規模調査に基づき開発 国税庁が、国内事業者へ意見聴取

海外消費者が日本酒を理解し、選択しやすくなる輸出用の「標準的裏ラベル」及び「表記ガイド」が完成





消費者調査を基に、以下の項目を輸出用の「標準的裏ラベル」の項目とした。

### 重要度の上位6項目

- ①風味・香り
- ②味覚
- ③推奨飲用温度
- 4保存温度
- ⑤ペアフード
- ⑥産地

#### 興味・関心度の高い2項目

- ⑦醸造元の物語
- ⑧製品の物語
- ※ なお、調査の結果、上記項目に追加して記載することが有効な6項目 (「日本酒とは何か」、「特定名称」、 「米品種」、「外観」、「飲用シーン」、「受賞歴」)についても整理しました。
- ※ この裏ラベルのデザインと表記項目を基に、各事業者が輸入業者と意見交換を行うなど、輸入先の販売対象者及び現地法律に適したものとすることが必要。 各事業者は自社や製品の特徴などに応じて、記載の項目や内容などをカスタマイズして利用することも可能。 この裏ラベルに記載しきれない場合、QRコードの活用も有効。

輸出用の「標準的裏ラベル」と「表記ガイド」(本体)掲載URL: https://www.jetro.go.jp/ext images/jfoodo/news/uralabel/doc.pdf

# 47 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

## 制度概要

- 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅 行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。
- 令和2年10月1日における許可件数は162件。
- ※ 免税販売手続については、令和2年4月1日から電子化されることに伴い、免税で販売したことを証する書類の作成等の手続が廃止される。ただし、令和3年9月30日までは、経過措置として、従来の書面による免税販売手続も可能。

